

第11次 小千谷市交通安全計画

令和3年度～令和7年度

令和3年10月

小千谷市交通安全対策会議

ま　え　が　き

交通安全の確保は、安全で安心な社会を実現するために重要であり、本市では、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、10次にわたり交通安全計画を策定し、交通安全対策を推進してきました。

その結果、第10次計画期間（平成29年から令和2年まで）における交通事故の年間平均発生件数は、第9次計画期間（平成23年から平成28年まで）と比較して約5割減少しましたが、毎年尊い命が交通事故により失われている状況は現在も続いています。

交通安全対策を効果的に推進するためには、交通情勢に的確に対応し、実効性のある対策を計画的かつ重点的に実施していく必要があります。

このようなことから、令和7年度までの本市における交通安全対策の大綱として、人命尊重の理念に基づき、「第11次小千谷市交通安全計画」を策定しました。この計画は、人優先の交通安全思想の普及を図り、市民参加・協働型の交通安全活動を推進することにより、市民が安心して暮らせる社会の実現を基本理念としています。

交通事故による悲劇を少しでも減らすため、第10次計画から引き続き「高齢者の交通事故防止」、「歩行者及び自転車の安全確保」、「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」の4点を重点課題として、関係機関・団体と連携しながら総合的に対策を進めてまいります。

交通事故の防止は、地方公共団体や関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりの総力を結集して取り組まなければならない重要な課題です。

市民の皆様におかれましても、それぞれの立場でこの計画の実現に向けて積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和3年10月

小千谷市交通安全対策会議会長

小千谷市長 大塚 昇一

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の性格・期間	2
第2章 交通事故の推移と現状	3
1 本市の交通事故の推移	3
2 本市の交通事故の現状	4
第3章 交通安全計画における目標と課題	5
1 目標	5
2 課題	5
第2部 重点課題とその施策	7
重点課題1 高齢者の交通事故防止	8
施策1 道路・交通安全施設の整備	9
施策2 事故防止対策の推進	9
施策3 教育・啓発の推進	9
重点課題2 歩行者及び自転車の安全確保	13
施策1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備	13
施策2 事故防止対策の推進	14
施策3 教育・啓発の推進	14
施策4 歩行者・自転車に対する保護の推進	16
重点課題3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	17
施策1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発	17
重点課題4 飲酒運転の根絶	19
施策1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	19
第3部 分野別課題とその施策	21
分野別課題1 道路交通環境の整備	22
施策1 道路などの整備	22
施策2 交通安全施設などの整備による交通安全の推進	22
施策3 高齢者などの移動手段の確保・充実	24
施策4 道路使用・占用の適正化	24
施策5 自転車利用環境の整備	24

施策 6 TDM（交通需要マネジメント）の推進	24
施策 7 交通事故防止対策の推進	24
施策 8 災害に備えた道路交通環境の整備	25
施策 9 その他の道路交通環境の整備	25
分野別課題 2 交通安全思想の普及徹底	26
施策 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	26
施策 2 効果的な交通安全教育の推進	27
施策 3 地域社会における交通安全意識の高揚	27
施策 4 交通安全に関する普及啓発活動の推進	28
分野別課題 3 道路交通秩序の維持	29
施策 1 駐車秩序の確立	29
分野別課題 4 救助・救急活動の充実	30
施策 1 救助・救急環境の整備	30
施策 2 救急医療関係機関などの協力関係の確保	31
分野別課題 5 交通事故被害者対策の推進	32
施策 1 交通事故被害者対策の充実	32
施策 2 交通事故被害者に対する支援の充実	33
分野別課題 6 踏切道における安全対策	34
施策 1 踏切道の構造改良の促進	34
参考資料	35
交通安全対策基本法（抜粋）	36
小千谷市交通安全対策会議条例	37
小千谷市交通安全対策会議名簿	38

第1部 総論

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。また、市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、交通の安全を確保することは重要な要素です。

第11次小千谷市交通安全計画は、人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想の普及を図り、市民参加・協働型の交通安全活動を推進することにより、安心して暮らせる小千谷市を目指します。

2 計画の性格・期間

- (1) この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、小千谷市交通安全対策会議が新潟県第11次交通安全基本計画に基づき策定するもので、小千谷市の交通安全対策の指針となるものです。
- (2) この計画は、小千谷市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、小千谷市と小千谷市を管轄する国及び県の行政機関などが実施する大綱を定めたものです。
- (3) この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 交通事故の推移と現状

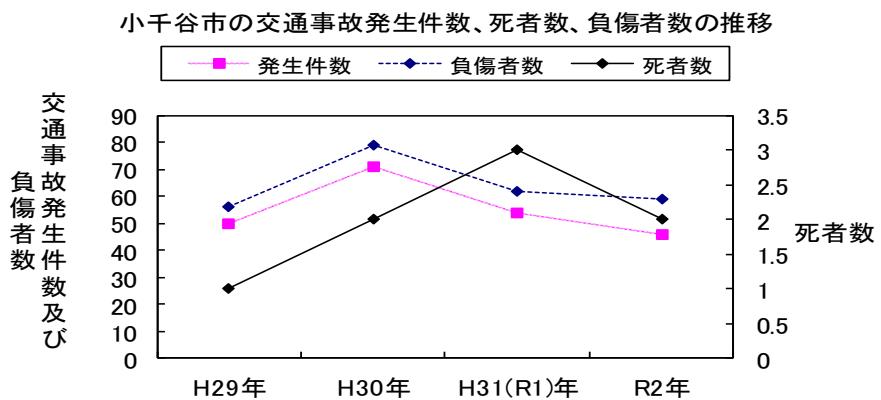
1 本市の交通事故の推移

本市の交通事故は、道路網の整備や自動車保有台数が増加したことなどにより、増加の一途をたどりました。特に、昭和42年には交通事故発生件数が200件を突破し、昭和47年には史上最悪の318件となりました。

全国的には、昭和34年から昭和50年まで連続して死者数が1万人を超え、交通事故の極端な増加に「交通戦争」という言葉も生まれました。

こうした深刻な状況を踏まえ、昭和45年には交通安全対策基本法が制定され、翌昭和46年からは国の交通安全基本計画及び県の計画に基づき、「第1次小千谷市交通安全計画」を策定し、交通安全の諸対策を強力に推進してきました。この結果、市内の交通事故発生件数は昭和63年にはピーク時の4割弱の114件まで減少しました。

しかしながら、平成元年以後再び増加傾向をたどり、平成4年には再度200件を突破し、その後平成18年まで200件前後で推移していましたが、平成19年から減少し、平成26年には100件を下回り、平成30年に前年と比べ増加したものの、その後は減少傾向にあります。



【小千谷市における過去4年間の交通事故発生状況】

区分	H29年	H30年	H31(R1)年	R2年
発生件数	50件	71件	54件	46件
負傷者数	56人	79人	62人	59人
死 者 数	1人	2人	3人	2人

資料：新潟県警察本部

2 本市の交通事故の現状

本市の過去4年間の交通事故の平均発生件数は、55.3件で、第10次計画の目標値70件を下回ることができました。

交通事故死者数は、第10次計画の最終年である令和2年は2人で、前年より1人減少したものの、年間抑止目標の0人を達成することができませんでした。

交通事故発生件数は46件で、年間抑止目標の70件以下を大幅に下回り、目標を達成することができました。

なお、65歳以上の高齢者が関与する交通事故の発生状況は、全事故に占める割合が2年連続で5割を超えており、新潟県における割合と比較し上回っています。

第3章 交通安全計画における目標と課題

1 目標

第1 1次小千谷市交通安全計画の目標は、次のとおりとします。

令和7年までに年間

- 1 交通事故死者数を0人
- 2 交通事故発生件数を50件以下

にすることを目指します

第1 0次小千谷市交通安全計画では、「年間交通事故死者数を0人以下、交通事故発生件数を70件以下とする」ことを目標に掲げ各種施策を推進してきました。

その結果、発生件数と負傷者数は減少傾向にあります。今後も人命尊重の理念に基づき、交通事故死者数ゼロと交通事故発生件数の更なる減少に向け、次の施策を着実に推進します。

2 課題

(1) 課題の構成

本市の交通事故の特徴は、依然として高齢者が関与する事故、歩行者及び自転車乗用中の事故が多いこと、シートベルトの着用が徹底されていないことなどがあげられます。また、県内では、飲酒運転による交通事故が今もなお発生しています。これらのことから、第1 1次小千谷市交通安全計画では、第1 0次計画に引き続き4つの重点課題と、重点課題を補完する6つの分野別課題を体系として計画を推進していきます。そして、重点課題には目標を掲げ、それらの目標を達成するための施策を展開し、交通事故防止を図ります。

(2) 計画の体系

重点課題		目 標	施 策	
1 高齢者の交通事故防止		高齢者の年間事故数を20件以下にします 高齢者の年間加害者事故数を10件以下にします	1 道路・交通安全施設等の整備	
			2 事故防止対策の推進	
			3 教育・啓発の推進	
2 歩行者及び自転車の安全確保		歩行者及び自転車に絡む交通事故死傷者数を10人以下にします	1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備	
			2 事故防止対策の推進	
			3 教育・啓発の推進	
			4 歩行者・自転車に対する保護の推進	
3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底		シートベルトとチャイルドシートの着用の定着化	1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発	
4 飲酒運転の根絶		飲酒運転を根絶します	1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	

分野別課題

1	道路交通環境の整備
2	交通安全思想の普及徹底
3	道路交通秩序の維持
4	救助・救急活動の充実
5	交通事故被害者対策の推進
6	踏切道における安全対策

第2部 重点課題とその施策

重点課題 1 高齢者の交通事故防止

課題

令和 2 年の 65 歳以上の高齢者が関与する交通事故発生件数は、全体の 5 割を占めています。本計画期間内において、高齢化率は高まることから、これまで以上に、高齢者が安全で安心して外出したり移動できるような交通社会の形成が必要です。

また、高齢運転者の加齢に伴う心身の衰えを原因とする「高齢者加害事故」を防止するためには、身体機能の変化を自覚できる体験型の交通安全教育を広く推進する必要があります。

目標

高齢者の年間事故数を 20 件以下にします

高齢者の年間加害者事故数を 10 件以下にします

【小千谷市の高齢者事故数の年別推移】

区分	H28 年	H29 年	H30 年	H31 (R1) 年	R2 年
小千谷市：高齢者事故数 (全事故発生数に占める割合)	42 件 (44.2%)	16 件 (32.0%)	32 件 (45.1%)	29 件 (53.7%)	23 件 (50.0%)
新潟県：高齢者事故数 (全事故発生数に占める割合)	1,828 件 (38.9%)	1,731 件 (40.2%)	1,585 件 (41.7%)	1,547 件 (44.4%)	1,394 件 (45.3%)

資料：新潟県警察本部

【小千谷市の高齢者加害事故数の年別推移】

区分	H28 年	H29 年	H30 年	H31 (R1) 年	R2 年
小千谷市：高齢者加害事故数 (全事故発生数に占める割合)	27 件 (28.4%)	10 件 (25.0%)	17 件 (23.9%)	15 件 (27.8%)	11 件 (23.9%)
新潟県：高齢者加害事故数 (全事故発生数に占める割合)	1,082 件 (23.1%)	1,028 件 (23.9%)	940 件 (24.7%)	954 件 (27.4%)	871 件 (28.3%)

資料：新潟県警察本部

施策 1 道路・交通安全施設の整備

(1) 高齢者などの安全に資する歩行空間の整備

高齢者など（高齢者、障がい者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上制限を受けているもの）が安全で快適な移動ができるようにするため、歩道のバリアフリー化、音響式信号機の設置など、公共的施設（官公庁、駅、病院など）周辺を重点に交通安全施設の整備を関係機関と連携し促進します。

(2) 高齢者の視点を活かした道路整備

安全な道路交通環境の整備については、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、高齢者を含む地域住民、道路利用者及び関係機関と連携し交通安全施設の点検に努めます。

施策 2 事故防止対策の推進

(1) 交通事故多発の区間・交差点・単路での重点的な事故対策

死傷事故が多発している区間・交差点・単路について、道路管理者及び公安委員会と連携して、集中的な事故抑止対策を実施します。

(2) 高齢者の特性に応じた効果的対策の推進

高齢者の身体特性あるいは行動特性を加味し、これらを踏まえた総合的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進します。

施策 3 教育・啓発の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育の充実

ア 参加・体験型交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無などにより、交通行動や危険認識、交通ルールの知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者の交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動について理解を深めるため、交通安全教育資機材を活用した参加・体験型交通安全教育や高齢者学級、デイホームなどにおいて交通安全に関する講座を開催し、交通安全意識の向上を図ります。

イ 高齢者による県民運動への参加

高齢者が自ら参加して「事故にあわない・起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブ・チャレンジ100」などの県民運動に積極的な参加を促します。

ウ 夜光反射材の普及促進

関係機関・団体と連携して夜光反射材の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験などによる参加・体験・実践型教育により、夜光反射材や各種反射用品の自発的な活用を促進します。

エ 交通安全教育指導者の育成

小千谷市交通安全指導員及び県が認定した高齢者交通安全推進員に対して、県の開催する、有識者による高齢ドライバーに対する交通指導を内容とした研修会などへの参加を促進し、高齢者交通安全指導者の育成と指導力向上を図ります。

オ 安全な運転を行うために必要な技能と知識の習得

自動車教習所などと連携した高齢者ドライビングスクールの開催により、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに運転適性指導及び運転技能指導を促進します。

(2) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢運転者の受講機会の拡大

関係機関・団体・自動車教習所などと連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会を開催するなどして、高齢者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努めます。

イ 改正道路交通法の周知

令和4年6月までに道路交通法が一部改正され、75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定する限定条件付免許制度が導入されるなどの改正内容についての周知に努めます。

ウ 公共交通の充実

循環バスを含む路線バス、コミュニティバス及び乗合タクシーなどの利便性向上と利用促進を図り、身体機能の低下により運転に不安を感じている高齢者の運転免許証の自主返納を促します。

(3) 地域及び家庭における交通安全運動の取組

高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、子どもから大人、そして高齢者まで社会全体が高齢者を交通事故から守るという気運を生み出し、総合的な交通安全運動に取り組みます。

ア 市民参加型の交通安全運動の充実・発展

交通安全運動の実施については、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画を広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動へ展開することにより、市民の交通安全意識の醸成に努めます。

イ 重点としての積極的取組

交通安全運動の実施については、「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取上げ、広く市民に周知するとともに、関係機関・団体、地域住民などが一体となって、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

(4) 安全意識・保護意識の啓発強化

ア ライト早めの点灯などの意識啓発

夕暮れ時から夜間にかけて、道路を歩行中の高齢者などが交通事故に遭う危険が高まることから、車両運転者に対し前照灯（ライト）の早め点灯の呼びかけを行うほか、前照灯の上向き・下向きのこまめな切り替えによる前方の安全確認と歩行者保護意識を高める運転について広報啓発に努めます。

イ 高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成

運転免許取得者の中で、70歳以上の高齢運転者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあることから、いわゆる高齢者マークを付けて自動車を運転するよう広報啓発に努めます。

また、これら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識を高める啓発活動に努めます。

ウ 安全運転サポート車の普及促進

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミスに起因する高齢運転者による事故が発生していることや、運転者の高齢化率が高まっていくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及を促進します。

エ 補償運転（※）の普及啓発

自動車の運転について、加齢に伴う心身の衰えによって生じる危険を回避するため、自分自身の体調、天候、道路状況などを考え、安全で余裕を持った運転行動である補償運転を推奨し、普及啓発に努めます。

※補償運転の例

- ◆夜間の運転を控える
- ◆雨の日の運転を控える
- ◆長距離の運転を控える
- ◆ラジオ・音楽などを聴かずに運転に集中する
- ◆以前よりスピードを出さない

オ 高齢者の交通事故防止のための広報

高齢者自身の安全意識の醸成と高齢者への保護意識を強化するために、高齢者交通事故の特徴などを幅広く広報します。

重点課題 2 歩行者及び自転車の安全確保

課題

歩行者の安全を確保するため、人優先の考え方のもと、通学路、生活道路、市街地の幹線道路などにおける歩道を整備していく必要があります。

また、自転車の安全利用を促進するため、歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるように、自転車の走行空間の確保を進めるとともに、交通安全教育を充実する必要があります。

目標

歩行者及び自転車に絡む交通事故死傷者数を10人以下にします

【小千谷市の交通事故死傷者数のうち歩行者事故と自転車事故の占める割合】

区分	H28年	H29年	H30年	H31(R1)年	R2年
死傷者数	112人	57人	81人	65人	61人
うち歩行者事故	19人	12人	13人	8人	4人
うち自転車事故	8人	3人	5人	7人	9人
合 計	27人	15人	18人	15人	13人
死傷者に占める割合	24.1%	26.3%	22.2%	23.1%	21.3%

資料：新潟県警察本部

施策 1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

(1) 歩行空間の整備・改良

ア 歩行者が安心・安全に通行できる歩行空間整備の推進

歩行者の安全を図るため、歩行者の視点に立った点検を行い、歩道のバリアフリー化など、道路管理者と公安委員会が一体となった交通安全施設などの整備・改良を推進します。

イ 通学路などの歩道整備の推進

歩道の整備に限らず、路側線の引き直しによる歩行空間の確保や防護柵設置などの簡易な方法を含め、国・県と連携し安心・安全な歩行空間の確保・整備に努め

ます。特に、小学校や保育園などに通う児童や幼児の通行する歩行空間については、小千谷市通学路交通安全プログラムを推進し、通学路の安全確保に努めます。

(2) 自転車空間の設置・改良

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、自転車利用者の視点に立った点検を行うとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月、国土交通省、警察庁)を参考に、自転車の通行を歩行者や自動車と分離するための自転車道や、自転車の通行位置を示した道路の整備に努めます。

施策2 事故防止対策の推進

(1) 事故防止のための道路占用の適正化

ア 道路占用の適正化

歩行者の通行が円滑に行えるように道路占用の許可については、道路の構造を保全し安全な道路交通を確保するため、国・県と連携し適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件などの維持管理の適正化について指導します。

イ 不法占用物件の排除

道路交通に支障を与える不法占用物件については、その実態把握に努めるとともに道路管理者と警察が連携しながら、市街地を重点にその是正を行います。

特に歩道上における不法占用物件については、歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導などによる排除に努めます。

(2) 通学路などの安全確保の推進

通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実の継続的な取組を実施するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、認定こども園、保育園、地域、道路管理者が連携し、ハード・ソフト両面から必要な対策を推進します。

施策3 教育・啓発の推進

(1) 自転車の安全利用の推進

自転車の安全利用を推進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

(2) 効果的交通安全教育の推進

ア 各年齢層に応じた参加・体験型交通安全教育の推進

受講者が安全な通行に必要な技能及び知識を習得するため、各年齢層の特徴をとらえた参加・体験型の交通安全教育を実施します。特に小・中学生に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について周知に努めます。

イ 学校、認定こども園及び保育園における安全教育の推進

学校、認定こども園及び保育園において、交通安全教室の開催など積極的に交通安全教育を推進し、歩行者及び自転車がそれぞれの立場で交通ルールを守るよう指導に努めます。

(3) 交通安全運動を通じた意識啓発

横断歩行者を守る交通事故防止運動や各季の交通安全運動の実施については、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実化へ展開することにより、市民の交通安全意識の醸成に努めます。

また、交通ボランティア活動の活性化を図るため、若い世代の参加を呼びかけます。

(4) 広報・普及活動の強化

ア 歩行者や自転車利用者の交通ルールについて理解を深めてもらうため、交通安全の広報は、広報誌、ホームページ、SNSなどの各種広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職場、地域と一体となったキャンペーンを関係機関・団体と連携して実施します。

イ 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、自転車安全利用五則（※）を活用し、自転車の安全利用に関する広報啓発活動を強化します。

※自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る（◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止◆夜間はライトを点灯
◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）
- ⑤子どもはヘルメットを着用

施策4 歩行者・自転車に対する保護の推進

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識してもらうため、交通安全教室の開催などによる交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知徹底に努めます。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育を推進します。

重点課題3 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

課題

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者が依然として高い割合を占めていることから、交通事故の被害軽減を図るため、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を展開し、後部座席を含めた全座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用について呼びかける必要があります。

目標

シートベルトとチャイルドシートの着用の定着化

【新潟県のシートベルト着用率】

令和2年10～11月調査

区分	運転席	助手席	後部座席
一般道	99.2%	97.2%	51.3%
高速道	99.8%	99.8%	70.6%

資料：警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査

【小千谷市のシートベルト着用率】

令和2年11月調査

区分	運転席	助手席	後部座席
一般道	98.7%	94.9%	65.7%

資料：小千谷警察署

施策1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発

(1) 交通安全教育を通じた着用意識の啓発

各種交通安全教室や講習会において、シートベルト及びチャイルドシートによる被害軽減効果を市民に理解してもらい、正しい着用を行うよう意識啓発を図ります。

(2) 交通安全運動での重点的取組の推進

交通安全運動において、シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底について繰り返し呼びかけを行い、着用率の向上を図ります。

(3) 広報・普及活動の強化

ア 効果的な広報の実施

シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底と着用効果及び正しい着用方法について理解を深めてもらうため、広報誌、ホームページ、SNSなどの各種広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職場、地域と一体となった広範なキャンペーンを関係機関・団体と連携して積極的に広報を実施します。

イ チャイルドシートの正しい使用の推進

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、認定こども園・保育園との連携により保護者に対して、着用推進シンボルマークを活用するなど、効果的な広報啓発による、正しい使用の徹底を図ります。

重点課題4 飲酒運転の根絶

課題

飲酒運転は判断力の低下などにより無謀な運転を引き起こし、重大な事故を招く要因となることから、職場や家庭、飲食店などが一体となった地域ぐるみの取組を積極的に推進し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を確立する必要があります。

目標

飲酒運転を根絶します

【新潟県の飲酒運転による交通事故発生状況】

区分	H28年	H29年	H30年	H31(R1)年	R2年
事故発生数	71件	64件	51件	40件	43件

資料：新潟県警察本部

【小千谷市の飲酒運転による交通事故発生状況】

区分	H28年	H29年	H30年	H31(R1)年	R2年
事故発生数	1件	2件	0件	3件	0件

資料：新潟県警察本部

施策1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

(1) 交通安全運動での取組の推進

各季の交通安全運動及び交通事故防止運動において、飲酒運転の根絶について呼びかけるとともに、参加・体験型の交通安全教室の開催により、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知し、飲酒運転の危険性について理解が深まるよう努めます。

(2) 広報・普及活動の強化

飲酒運転の危険性についてさらなる理解を深めるため、飲酒運転による交通事故の実態の周知に努めるとともに、広報誌、ホームページ、SNSなどの各種広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職場、地域と一体となった広報キャンペーンを関係機関・団体と連携して実施します。

また、取組をさらに進めるため、地域、職場への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発やハンドルキーパー運動の普及啓発、自動車運転代行の活用などを広報します。

第3部 分野別課題とその施策

分野別課題 1 道路交通環境の整備

課題

交通安全の推進には、歩行者や自転車が円滑に通行できるよう安全・安心な道路空間が確保された交通環境整備の必要があります。

施策 1 道路などの整備

(1) 歩道及び自転車通行空間の確保

ア 歩行者のための道路空間の整備

通学路などの歩行者の安全を確保する必要のある区間は、関係機関と連携し、小千谷市通学路交通安全プログラムにより歩道整備を進めます。

イ 自転車の安全な通行の確保

関係機関と連携し、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車の通行位置を示した道路の整備に努めます。

(2) 交差点の道路標示の整備

交差点における安全で円滑な交通の確保を図るため、関係機関と連携しながら道路標示の適正な整備に努めます。

施策 2 交通安全施設などの整備による交通安全の推進

(1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 歩行者が安全・安心に利用できる歩行空間整備の推進

(P13 重点課題 2 施策 1(1))

イ 安心して通行できるバリアフリー化された歩行空間の整備

(P9 重点課題 1 施策 1(1))

ウ 生活道路における交通安全対策の推進

国、自治体、地域住民が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制、「ゾーン30」の整備など、ゾーン対策に取り組み、歩行者や自転車が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

(2) 標識の整備

ア 見やすく分かりやすい道路標識の整備

見やすく分かりやすい道路標識や案内標識の整備を関係機関と連携しながら、推進します。

イ 夜間事故対策

夜間の事故に対処するため、道路照明・視線誘導標などを設置し、夜間事故の防止対策を関係機関と連携して推進します。

(3) 高齢者・障がい者の自立した日常生活及び社会生活の確保のための交通安全施設の整備

歩行空間のバリアフリー化の推進

(P9 重点課題 1 施策 1(1))

(4) 通学路、通園路の安全設備・施設の整備

(P14 重点課題 2 施策 2(2))

(5) その他の交通安全施設の整備

ア 緊急的な交通安全施設の整備

交通事故が発生した箇所において、緊急に対応する必要がある場合は、関係機関と連携し交通安全施設の整備を行い、早急に交通安全の確保を図り、再発防止に努めます。

イ 農道における交通安全施設の整備

農村地域の都市化や混住化に伴い、通勤・通学などの生活道路としても利用される農道について、安全施設の整備に努めます。

ウ 交通安全施設の維持管理

整備後長期間が経過した道路区画線、ガードレールなどの交通安全施設については、中長期的な視点に立った施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減に努めます。

エ その他

交通安全施設の整備を図るとともに、必要に応じて要望する町内にはカーブミラーを支給します。

施策3 高齢者などの移動手段の確保・充実

高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保については、「小千谷市生活交通確保計画」に基づき、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の活用による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組に努めます。

施策4 道路使用・占用の適正化

(1) 道路使用・占用の適正化の推進

ア 工事業者などに対する指導の徹底

道路工事における道路使用については、道路管理者と連携しながら工事業者などに対する指導を行い、交通の安全と円滑化を図ります。

イ 道路占用の適正化

道路の占用の許可については、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件の維持管理の適正化を図ります。

(2) 不法占用物件の排除

(P14 重点課題2 施策2(1)イ)

施策5 自転車利用環境の整備

歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故などへの対策を講じるなど、関係機関と連携しながら安全で快適な自転車利用環境の整備に努めます。

施策6 TDM（交通需要マネジメント）の推進

ノーマイカーデー、自動車の過度な集中による弊害を緩和するTDM（交通需要マネジメント）（※）施策に関する普及啓発活動に取り組みます。

※TDM（交通需要マネジメント）：道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和や環境の改善を図る方法。

施策7 交通事故防止対策の推進

事故危険箇所対策の推進

事故危険箇所における重点対策の実施

(P9 重点課題1 施策2(1))

施策 8 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害時の道路交通確保

災害時には、救援活動や物資輸送を迅速に行うことができるよう、緊急輸送道路の通行を迅速に確保します。

(2) 災害時の道路輸送の確保と混乱を防止するための的確な規制

災害発生時において緊急交通路の確保が必要と認められるときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく通行禁止などの交通規制を関係機関と連携し、迅速、的確な実施に努めます。

(3) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備

災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速、的確に把握し、緊急交通路、緊急輸送路を確保するとともに道路利用者などへの適切な交通情報を提供します。

施策 9 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路利用者の視点を活かした道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備については、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民、道路利用者及び関係機関と連携し交通安全施設の点検を行うよう努めます。

(2) 路上遊戯事故防止のための公園などの整備

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯による交通事故の防止に役立てるとともに、地域における良好な生活環境としての公園の整備に努めます。

(3) 除雪、消融雪設備の充実

冬期の円滑な道路環境を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設の整備を図ります。

分野別課題2 交通安全思想の普及徹底

課題

交通安全は、市民一人ひとりが自身の問題として考え、行動することが重要であることから、家庭、学校、職場など人間の成長過程に合わせ、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

施策1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児の発達や地域の特性に応じた柔軟な交通安全教育を実施するため、家庭や地域、関係機関・団体と連携し、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を継続的に行います。

(2) 小学生に対する交通安全教育

学校における交通安全教育活動を通して、歩行者及び自転車利用者としての必要な知識と技能を取得してもらうため、実技指導を含む実践的な指導を行い、自らの命を守るために必要となる能力や意識を育成します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

歩行者としての心得、自転車の安全な利用について学校を中心に家庭や関係機関・団体と連携して指導を行います。特に自転車の利用については、事故防止や交通ルールに関しての指導を徹底します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な事項、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得してもらうため、関係機関・団体と連携して実技指導を含む実践的な交通安全教育を促進します。

(5) 成人に対する交通安全教育

ア 運転者教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図るため、関係機関・団体と連携して運転者に対する交通安全教育を促進します。

イ　自転車利用者の教育の推進

(P15 重点課題 2 施策 3(4)イ)

ウ　公民館などにおける交通安全教育の推進

交通安全に対する意識の向上を図るため、公民館などで開設する学級・講座において交通安全に係る学習を行います。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

(P9 重点課題 1 施策 3(1))

(7) 障がい者に対する交通安全教育

交通安全のために必要な技能と知識習得のため、障がいに応じた交通安全教育を推進します。

(8) 外国人に対する交通安全教育

外国人が市内で安全に移動できるよう、機会を捉えて我が国の交通ルール及び交通マナーの普及に努めます。

施策 2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 交通安全指導者の養成

幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育を効果的に実施するため、交通安全指導者及び交通安全担当者を対象とした各種研修会への参加を支援するなど、県、警察と連携し指導者の養成を図ります。

(2) 教材資料の充実

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全指導教材と資料の充実に努めます。また、交通安全教育を行う機関・団体に対しては、その求めに応じた資機材を貸与し、交通安全教育を推進します。

施策 3 地域社会における交通安全意識の高揚

家庭、学校、地域における交通安全教育活動の推進

ア　地域における高齢者交通安全教育の推進

交通指導員、関係機関・団体と連携し、高齢者交通安全推進員の協力を得ながら、地域が一体となって高齢者に対する交通安全教育活動の推進を図ります。

イ　交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、諸行事に対し必要な資料の提供を行うなど、その主体的な活動を促進します。

ウ 学校における交通安全活動の推進

小学生の新入学児童全員に黄色いランドセルカバー及び夜光反射材キー ホルダーを配布し、交通事故防止活動を推進します。

施策4 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

各季の交通安全運動を中心に地域住民の自主的な参加のもと、それぞれの地域の実情に応じて真に交通事故防止に効果のある運動を推進します。

(2) 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進

妨害運転の危険性について理解を深めてもらうため、事故実態・危険性を広く周知し、違反の防止を図ります。

また、運転中のスマートフォンの操作の危険性について、周知に努めます。

(3) 乗用型トラクターなどの安全運転対策の推進

本市では、平成30年から3年連続で農耕車の関わる交通死亡事故が発生しています。このことから、乗用型トラクターなどの事故防止を図るため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器などの設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用について周知します。

分野別課題3 道路交通秩序の維持

課題

道路交通秩序の維持を図るため、自転車の放置、違法駐車への対策を関係機関・団体と連携し積極的に推進する必要があります。

施策1 駐車秩序の確立

(1) 自転車の駐車秩序の確立

駐輪場の利用を促進するとともに、道路交通に支障を与える路上放置自転車の解消に努め、歩道空間を確保します。

(2) 違法駐車を排除するための意識啓発

関係機関・団体と連携して、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除するための意識啓発を図ります。

分野別課題4 救助・救急活動の充実

課題

交通事故による負傷者の救命を第一とし、被害を最小限にとどめるため、消防機関と救急医療機関との緊密な連携及び協力のもと救助・救急体制の充実を図る必要があります。

施策1 救助・救急環境の整備

(1) 大規模交通事故発生時の集団救助救急体制の整備

大規模交通事故などの多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の確保、救出救護訓練の実施及び消防機関と医療機関の連携による救助・救急体制の充実を図ります。

(2) 応急手当の知識普及・啓発活動

ア 学校教育における応急手当の指導

小・中学校及び高等学校の授業などにおいて、実習を重視した応急手当の指導を充実させます。

イ 心肺蘇生法などの応急手当の普及啓発活動の推進

現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関などが行う講習会や「救急の日」などの機会を通じて、普及啓発活動及び応急手当普及員の養成を推進するとともに、救急要請受信時における応急手当の口頭指導体制を強化します。また、AEDについては、「おぢや救命サポート事業（AEDを設置している事業所などの協力により、バイスタンダーが速やかにそのAEDを使用できる環境を整備する事業）」の拡充に努めます。

(3) 救急現場及び搬送途上における応急処置（プレホスピタルケア）の充実

救急現場及び搬送途上における応急処置（プレホスピタルケア）の充実のため、救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える器具を使用した気道確保、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習を推進します。

(4) 資機材の充実

救助工作車や交通救助活動に必要な救助資機材を充実させるとともに、救急救命士などがより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材を整備します。

(5) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進します。

(6) 高速道路における救急業務実施体制の整備

高速道路における救急業務については、東日本高速道路株式会社と連携を強化し、適切かつ効率的な人命救護を行います。

施策2 救急医療関係機関などの協力関係の確保

(1) 連絡体制の明確化

救急医療機関へ傷病者を迅速かつ確実に搬送するため、救急医療機関と消防機関の緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ及び連絡体制の明確化を図ります。

(2) ドクターへリの活用

交通事故などで負傷した患者の救命率向上や後遺症軽減のため、救急専門医師及び看護師を救急現場に派遣し、現場から救命医療を実施するとともに、速やかに救急医療機関へ搬送できるドクターへリを活用します。また、ドクターへリの運用ができない場合は、携帯電話による医師の直接指導及び助言や現場への医師などの派遣が迅速に要請できるよう救急医療機関と消防機関が相互に連携し、効果的な救急体制の整備を推進します。

(3) 応援要請の対応

道路交通に限らず、全ての交通分野において、多くの負傷者が生じる大規模交通事故が発生した場合には、近隣の消防機関に速やかに応援要請を図り、連携しながら効果的に救急体制の整備を促進します。

分野別課題 5 交通事故被害者対策の推進

課題

交通事故被害者は、精神的にも大きな痛手を受けているうえ、日頃から交通事故の知識や損害賠償に関する情報に接する機会が少ないとことから、被害者救済制度の周知や交通事故相談など、交通事故被害者支援の必要があります。

施策 1 交通事故被害者対策の充実

(1) 自転車保険（自転車共済）の広報について

全国的に高額な損害賠償を伴う自転車事故が発生していることから、T S マーク

（※）制度及び損害保険会社が取り扱う自転車保険（自転車共済）について周知し、加入促進を図ります。

※ T S マーク：自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、傷害保険と賠償責任保険が付帯していることの確認証。

(2) 無保険（無共済）車両対策

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広く市民に周知します。

(3) 任意の自動車保険（自動車共済）の加入促進

任意の自動車保険（自動車共済）は、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしていることから、周知及び加入促進を図ります。

(4) 新潟県交通災害共済について

県内の市町村で構成する新潟県市町村総合事務組合が運営する県民相互の救済制度である、新潟県交通災害共済の周知に努め、加入促進を図ります。

【小千谷市での交通災害共済の加入及び給付状況】

項目	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
加入	加入者数 (人)	22,094	21,428	20,828	20,087	19,515
	金額 (千円)	11,047	10,714	10,414	10,043	9,757
	加入率 (%)	59.8	59.0	57.6	56.6	55.9
給付	申請件数 (件)	59	53	33	42	38
	給付金額 (千円)	7,150	9,140	3,190	4,540	5,080
	給付率 (%)	64.7	85.3	30.6	45.2	52.1

資料：新潟県市町村総合事務組合小千谷市事務所

施策2 交通事故被害者に対する支援の充実

公益財団法人新潟県交通遺児基金が行う、交通遺児激励事業について周知を行うとともに、独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児などに対する生活資金貸付や交通遺児育成基金が行う基金事業について利用促進を図ります。

また、被害者が個々のニーズに合わせた情報と支援が受けられるよう、各種被害者救済対策について広く周知します。

分野別課題 6 踏切道における安全対策

課題

踏切事故は、ひとたび発生すると重大な結果をもたらすものであることから、道路管理者や鉄道事業者など関係機関との連絡を密にし、各踏切の状況を勘案して各踏切道の構造改良により効果的で総合的な対策を促進する必要があります。

施策 1 踏切道の構造改良の促進

狭隘な踏切については、踏切前後の道路とともに構造改良を促進するなど交通の安全と円滑化を図ります。

参 考 资 料

- ・交通安全対策基本法（抜粋）
- ・小千谷市交通安全対策会議条例
- ・小千谷市交通安全対策会議名簿

交通安全対策基本法（抜粋）

昭和45年6月1日 法律第110号

（市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあっては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講すべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

小千谷市交通安全対策会議条例

昭和47年12月21日 条例第17号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、小千谷市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小千谷市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、7人とし、次の各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
 - (2) 新潟県の部内の職員のうちから市長が任命する者 1人
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
 - (4) 本市の職員のうちから市長が指名する者 2人
 - (5) 本市の教育委員会の教育長
- 6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

- 第4条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。
 - 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 特別委員は、非常勤とする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

(略)

小千谷市交通安全対策会議名簿

区分	所属	職名	氏名
会長	小千谷市	市長	大塚昇一
1号委員 (国の職員)	北陸地方整備局 長岡国道事務所	所長	木村祐二
	新潟労働局 小出労働基準監督署	署長	下平恒裕
2号委員 (県の職員)	長岡地域振興局地域整備部 小千谷維持管理事務所	所長	水倉健
3号委員 (警察官)	小千谷警察署	署長	湯澤正樹
4号委員 (市の職員)	小千谷市	副市長	大塚良夫
	小千谷市消防本部	消防長	渡邊秀樹
5号委員 (教育長)	小千谷市教育委員会	教育長	松井周之輔